

平成28年知内町議会第3回定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 平成28年9月27日（火）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成28年9月27日（火） 午前10時15分
- ◎ 閉会日時 平成28年9月27日（火） 午後 1時50分

◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	西 山 和 夫
2番	花 井 泰 子	7番	木 村 一
3番	吉 田 峰 一	8番	笠 松 悦 子
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	成 澤 五 郎	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 2番 花 井 泰 子 5番 成 澤 五 郎

- ◎ 欠席議員 な し

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大 野 幸 孝
副 町 長	網 野 眞
総務企画課長	小田島 伸 二
生活福祉課長	松 崎 輝 幸
税務会計課長	帰 山 亮 一
産業振興課長	西 野 俊 一
地域創生推進室長	島 津 泰 博
建設水道課長	佐々木 孝 幸
建設水道課主任技師	佐 藤 和 人
教 育 長	本 間 茂 裕
学校教育課長	田 中 志 津 夫
社会教育課長	松 本 泰 行
知内高等学校事務長	小 嶋 隆
代表監査委員	西 内 貞 治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村 上 義 久
議事係長	筒 井 俊 介

平成 28 年知内町議会第 3 回定例会議事日程

(第 1 号)

平成 28 年 9 月 27 日 (火) 午前 10 時 15 分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 2 番、花井泰子君 5 番、成澤五郎君
第 2	委員会報告 第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6	委員会報告 第 2 号	総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 7	委員会報告 第 3 号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 8		追跡質問
第 9		一般質問
第 10	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
第 11	議案第 1 号	平成 28 年度知内町一般会計補正予算 (第 6 号) について
第 12	議案第 2 号	平成 28 年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
第 13	議案第 3 号	平成 28 年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
第 14	議案第 4 号	平成 28 年度知内町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) につい て
第 15	議案第 5 号	平成 28 年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
第 16	議案第 6 号	平成 28 年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
第 17	議案第 7 号	平成 28 年度知内町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
第 18	報告第 1 号	財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第 19	報告第 2 号	株式会社スリーエスの業務報告について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

平成 28 年第 3 回知内町議会定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。
今定例会は、27 年度の各会計の決算認定も含む、大変、大事な議会となっております

ので、皆様には慎重審議をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

只今の出席議員数は、10人です。定足数に達していますので、平成28年知内町議会第3回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、花井泰子君及び5番、成澤五郎君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る9月21日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、木村一君。

◎ 委員長（木村 一）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

平成28年知内町議会第3回定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

平成28年9月27日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。平成28年知内町議会第3回定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成28年9月27日提出。知内町議会運営委員会委員長、木村一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、9月21日。出席委員、木村、笠松、吉田、西山、谷口。欠席委員なし、説明員なし。事務局、村上、筒井。2、会期について。今定例会の会期は、9月27日火曜日から30日金曜日までの4日間としたい。3、議事日程について。議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。4、付議案件について。付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告4件、一般質問3件、承認1件、議案7件、報告2件、認定7件、諮問1件、意見書案5件、議長発議1件である。5、意見書案について。提出案件は、別紙のとおり5件である。6、決算審査特別委員会の設置について。認定第1号から認定第7号までの7議案は、いずれも決算認定議案であ

るもので、一括議案として提案者の説明を省略して、議長及び監査委員を除いた全員による決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたい。7、議長の諸報告、説明員の出席について。議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりであります。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から9月30日までの4日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月30日までの4日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成28年知内町議会第2回定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職員の出席要求については、既に印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、ご了解願います。これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

◎ 町長（大野幸孝）

おはようございます。今定例会までの町行政の主要な事項について、別紙によりご報告を申し上げます。まず、第1点目は、平成29年度予算編成並びに施策にかかる渡島総合開発期成会の提案、要望活動についてであります。6月28日に北海道開発局、北海道庁、8月4日に国土交通省ほかに対する渡島総合開発期成会の要望活動に、私と議長が参加を致しました。なお、要望内容については、別紙1のとおりでございます。

第2点目は、松前半島道路促進期成会要望活動についてであります。7月15日北海道開発局、7月26日に国土交通省北海道局、関係国会議員に対して、渡島総合開発期成会の要望活動とは別に、本年度から函館市、北斗市と渡島西部四町による松前半島道路整備促進に向けた要望活動を実施し、函館市長、北斗市長と渡島西部四町の町長、議長が出席を致しました。要望内容については、別紙2のとおりでございます。

次に第3点目は、森越地区の住宅火災についてであります。8月28日未明に森越、平出ミエさん宅で火災が発生しました。木造平屋建て住宅約120㎡の内部が全焼し、焼け跡から焼死体が発見され、身元は居住しておりました平出ミエさんと判明したところがあります。心から哀悼の意を表するとともに、これから、冬を迎えることから、火の取扱いについて注意するよう、周知してまいりたいと考えております。

第4点目は、台風10号の接近、通過に伴う被害状況であります。8月30日から31日にかけて、台風10号が知内町付近に接近、通過により、本町においてもニラハウスの倒壊等で被害が発生したところがあります。被害額については、中間での数字であります。農業被害では8,056万6千円、水産被害では250万円、商工被害では1,384万5千円となっております。なお、被害状況報告書を添付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

次の第5点目は、中ノ川地区海岸浸食対策及び知内川河畔林の除去と中州の掘削整理に関する要望活動の実施についてであります。9月8日に渡島総合振興局阿部島副局長に対して、中ノ川地区の海岸浸食対策と知内川河畔林の除去と中州の掘削整理対策について、要望をさせていただきました。その要望を受けて、函館開発建設部、北海道渡島総合振興局、知内町による協議会を立ち上げていただいて、協議を進めているところであります。なお、要望内容については、別紙資料4のとおりでございます。

6点目は、貨物新幹線構想の推進及びCLT活用にかかる支援制度充実等の要望活動についてであります。9月13日長谷川岳参議院議員が知内町にお越しいただいて、町の懸案事項に関する要望活動を実施をさせていただいたところがあります。要望内容については、前段に台風10号による町内の被害状況と9月8日から9日の豪雨による町道東菜3号線の崩落被害状況について、説明をさせていただいたあとに、湯ノ里信号所の待避線を活用した貨物新幹線ターミナル構想の推進について、そして、次に地域材を活用したCLT建築への支援充実について要望をさせていただいたところがあります。なお、出席者については、私と伊藤議長、谷口副議長、吉田経済民生常任委員長、網野副町長、繁田知内商工会長、臼井知内町建設協会会長、そして、中山知内町木材加工協同組合理事長の8名が出席して、要望をさせていただいたところがあります。なお、要望内容については、別紙資料5のとおりであります。

次に渡島西部広域事務組合の動向についてであります。平成28年第2回臨時会が7月1日に開催され、議案第1号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第2号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第3号、北海道市町村職員退職手当組合の変更について、議案第4号、松前消防署、水槽付き消防ポンプ自動車購入契約の締結について、議案第5号、ストックヤード建設工事請負契約の締結については、いずれも原案どおり可決されたところがあります。また、第2回定例会が9月2日に開催をされ、議案第1号、平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2

号)について、認定第1号、平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案どおり可決、認定されたところであります。

第8点目は、低気圧による公共土木施設災害についてであります。9月8日14時から9月9日の7時にかけて、台風13号から変わった低気圧により、連続雨量107.5mm、時間最大で28mmという大変強い雨が降り、町道及び河川に被害が発生致しました。町道東葉3号線が延長34mにわたって道路崩壊があり、復旧額は概算で今、5千万円を、そして、普通河川重内川が20mに渡って河岸決壊があり、復旧額は概算で700万円を見込んでおり、災害査定のため、調査費の補正予算を今定例会に提案をさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。なお、被害状況写真については、別紙のとおり添付させていただいておりますので、お目通しをいただければというふうに思います。以上、8点について、報告をさせていただきました。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長(伊藤政博)

これで、行政報告を終わります。

● 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査報告について
(委員長報告)

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第6、委員会報告第2号『総務文教常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、西山和夫君。

◎ 委員長(西山和夫)

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

平成28年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告します。

平成28年9月27日。知内町議会総務文教常任委員会委員長、西山和夫。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、平成28年6月13日、月曜日、1日間。2、調査委員、西山、花井、五十嵐、吉田、松井、成澤、木村、笠松、谷口各委員であります。3、欠席委員、なし。4、説明員、網野副町長、小田島総務企画課長、長谷川企画振興係長、大谷主事、本間教育長、田中学校教育課長。5、事務局員、村上事務局長、筒井係長。6、調査事項

(1)倒壊の危険性のある廃屋及び空き家の状況と対策について(2)学校給食センターにおける地場産食材の利用状況について。

7、調査意見(1)倒壊の危険性のある廃屋及び空き家の状況と対策について

平成26年7月時点での日本の総住宅数は、6千万戸、そのうち13.5%、820万戸に空き家が生じており、それに伴い空き家等対策の推進に関する特別措置法が、平成26年11月に制定され、施行にあたって倒壊など著しく保安上危険な状態、衛生上有害、

適切な管理がなされず景観を損なっている状態、周辺の住宅環境の保全を図るために放置することが、不適切であるというような住宅を「特定空き家」としている。

町としても今年度、本格的に調査し、空き家等対策を進めていくこととしているが、これまでの町内の実態調査において、全町内会の把握が未だできていない状況にあることから、全町内会の実態調査が最優先となる。

空き家等対策については、以前の所管事務調査でも色々議論があったところであるが、今回の法律の施行により、特定空き家等に対する促進ということで助言、指導、さらには、自主的対策が出来ない場合は勧告、命令措置、それが出来ない場合は行政が代執行し経費は所有者に請求できることとなっている。

しかし、所有者は、わかっているが、解体の必要性はあるものの経済的な理由で、なかなか解体できない人もいることから、今後、この対策を促進していくための方策として、助成制度について検討していくことが必要と考える。

ただ、全体の戸数の中で、町の財政を考えた場合どこまで負担出来るかという問題や景観等の問題で、所有者のいない強制代執行の場合など住宅政策等との兼ね合いの中で、町民とその問題点をどう共有できるか議論を詰めていかなければならないと思う。

また、空き家については、そのまま空き家にしておくよりも、入居可能な住宅やリフォームなどを行い入居できることで家賃収入も入ることから、所有者に対し、プラスになる情報の提供やリフォームを行う際の支援についても検討が必要であると思う。

今回、設置された空き家等対策協議会において、議論がなされていく中で諸課題は色々出てくると思われるが、独自の支援策も含め十分検討し、町民が共有できる空き家等対策条例の策定を望むものである。

(2) 学校給食センターにおける地場産食材の利用状況について

学校給食において、地場産食材を利用することは、安全安心な食材の提供とともに、児童生徒へ郷土への関心を深め、農業など地域の産業について学ぶなどの教育的効果の観点からも、大きな意義があると考ええる。

当町の学校給食における地場産食材の利用状況は、米については、町内産の「ふっくりんこ」が100%の利用率となっており、また、野菜では、特産品のニラは全て町内産、じゃが芋や椎茸、ほうれん草についても一部ではあるが、町内産が利用されているほか、海産物では町内産のホタテが学校給食の食材として提供されている状況にある。

毎月の献立表に町産食材の利用を紹介するなどの工夫から、積極的に地場産食材を取り入れたいという考えも感じられ、一定の利用はされているものと受けたが、購入食材の一覧の中には、生産者への働きかけや供給体制の工夫次第では、町内産の提供が可能と考えられる食材も見受けられることから、限られた給食費予算の中で、仕入価格等といった面で課題もあるが、管理栄養士との連携を図りながら、今後もより一層、安全で安心な食材の提供と児童生徒への郷土教育のために、町産食材が利用されることを望むものである。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

● 委員会報告第3号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について

(委員長報告)

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第7、委員会報告第3号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、吉田峰一君。

◎ 委 員 長 (吉田峰一)

経済民生常任委員会所管事務調査報告書。

平成28年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告します。

平成28年9月27日。知内町議会経済民生常任委員会委員長、吉田峰一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、平成28年6月3日、金曜日、1日間。2、調査委員、吉田、成澤、五十嵐、花井、松井、西山、木村、笠松、谷口、各委員です。3、欠席委員、なし。4、説明員、網野副町長、佐々木建設水道課長、東出主事。5、事務局員、村上事務局長、筒井係長。6、調査事項、知内公園の管理状況について。

7、調査意見。知内公園にあつては、整備当初は、景観もよく多くの町民に利用され大いに賑わいを見せていたが、現在、昭和51年の開園から約40年経過しており、公園内の樹木は高く生い茂り、うっそうとした状況で、その影響により日差しが遮断され、本来、楽しめるはずの景観が眺望できない状況となっている。

現状では、利用者は少ない状況にあるが、現在も、子どもたちが遠足に來たり、高齢者の方などが花見で利用したりしているが、公園内に設置されている遊具等については、非常に劣化が進んでいる状況にもあり、早急に整備することが必要であると思う。

当該施設は「町民の憩いの場」として設置された施設であることや歴史的な樹木もあり、人が集う環境の整備が急がれることから、今後にあつては、樹木医の意見も参考にしながら、公園内の樹木のレイアウトや支障となる樹木の伐採計画、さらには公園の機能としてどのような利用の仕方が利用者にとって一番良いのかなど、公園全体のランドデザインを描き知内公園の環境改善と再生を図ることを望むものである。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

なお、只今報告がありました2常任委員会の報告内容については、理事者において、これを行政に十分反映させるよう、議長からも要望します。

● 追跡質問

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第8、『追跡質問』を行います。

発言を許します。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第9、『一般質問』を行います。

発言を許します。2番、花井泰子君。

◎ 2番(花井泰子)

今、議長から質問を許されましたので、一般質問を行わせていただきます。

まず、はじめに『「非核平和都市宣言」について』であります。

戦争のない平和な世界を築くことは、人類共通の願いです。

この願いにもかかわらず、核兵器は、世界の平和と人類の生存に脅威を与えています。現在、日本で「非核平和都市宣言」をしている自治体は、2016年1月現在で1,797の自治体があり、宣言率は89.3%、人口比で見ると90%を超え、北海道では111の自治体が宣言しております。

日本は、唯一の被爆国として、核の危険さは誰も否定しないと考えます。核兵器の廃絶と戦争根絶のためにも是非、私たちの町も「非核平和都市宣言」の町にしたいと思っておりますが、町長の所見を伺います。

◎ 町長(大野幸孝)

ご質問のとおり、日本非核宣言自治体協議会の調べで、核兵器の廃絶や非核三原則の遵守などを求める内容の自治体宣言や議会決議を行った北海道内の自治体は本年4月現在で、市で28、町村で84、更に北海道を加えると113の自治体が「非核宣言」を行っているところであります。

近隣では、函館市、松前町、七飯町、森町、八雲町が宣言自治体となっており、近隣の木古内町も昨年12月に非核平和都市宣言を行っているところであります。

知内町議会においても、平成21年12月9日に「非核三原則の早期法制化を求める意見書」、平成27年6月22日に「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」、更に平成28年6月23日には、日本政府に「被爆国日本がアジアにおいて核兵器全面禁止の新たな対話と協力を開くイニシアチブを発揮すること」等を求める再度の「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」が採択され、地方自治法第99の規定により意見書が提出されているところであります。

核兵器の廃絶と恒久平和の実現は、世界で唯一の被爆国である日本国民の共通の願いであり、これまでの議会の意見書採択の経過からしても当町で「非核平和都市宣言」をすることは意義深いものと認識しているところであります。

自治体の宣言は、地方自治法に根拠規定がないため、これまで、首長としての声明、議会の決議、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例に、

宣言の制定改廃を議決事項として定め、議会の議決を経て宣言等の様々な形態があることについては、ご承知のとおりと思います。

今後、宣言が町民の方々に広く理解され、実効性のあるものとするために、より望ましい宣言の形態を議会と協議をしたいというふうを考えております。

また、スケジュールでございますけれども、来年度が本町が町制施行50周年の大きな節目の年となることから、これまで町が推進してきた「町民皆スポーツによる健康のまちづくり」に関連する宣言やこれまで課題となっておりました町の木、花、鳥等の検討を併せて、来年度の宣言に向けた調整を図ってまいりたいというふうを考えておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、花井君。

◎ 2 番 (花井泰子)

大変うれしいご答弁で、これ以上、質問をする中身がないのかというふうに今、思っています。スケジュールも示されましたし、是非、私としては、庁舎の前に「非核宣言の町」という垂れ幕が下がって、誇らしい気持ちになって、この知内にずっと住み続けたいというふうに思っていますので、是非、よろしくお願いを致します。質問の1番目は、これで終わります。

続いて2問目。質問の第2は、知内町にアグリツーリズム導入の考えはありませんかという、ちょっと聞き慣れないような言葉で質問をさせていただきます。

我が知内町は一次産業が基盤です。知内らしい自然豊かな環境を生かし、安全安心な地場産業を育てています。その地域づくりの一つの方法として、アグリツーリズムを取り入れることも考えられると思います。町長の所見を伺います。

◎ 町 長 (大野幸孝)

実は一般質問通告を受けてから、今、花井議員言われているように、アグリツーリズムというのは、どんなものなのかということで、実はネットを調べさせていただきました。我々、耳にするのは、アグリツーリズムというよりも、グリーンツーリズムというのがこういうものだろうというイメージをできるんですけども、ちょっとできなかったものですから、ちょっとネットを調べさせていただきました。アグリツーリズムとは、農家が所有施設を用いて宿泊客を受け入れて、農作業の体験やその他農業に対する理解を深めるための活動を言って、1960年代にイタリアの農家の主婦が、農閑期の副業として旅行者を泊めたのが始まりということでネットに載っておりました。そんなことなのかなというふうに今、理解をしております。

それで、今、知内町、私から言うまでもございません。今、第1次産業を基幹産業とした町でありまして、その中でも特に農業は町の主要産業として揺るぎない地位を確立しているものと思っております。これは農家の皆さんが農業情勢や、さらには気象条件の変化に立ち向かいながら、長年にわたるご苦労とご努力を通じて、現在のニラ栽培をはじめ、水稲、野菜栽培等の経営基盤を確立してこられたものと考えているところであります。

ご指摘の当町においてのアグリツーリズムを取り入れる考え方はということでありまして、基本的には町が主導するというものよりも、個々の農家の皆様がそれぞれの経営の中で考えていくべきもの今、考えております。

農家の皆さんの現状をみますと、経営の安定化、品質の向上、後継者対策など主業の課題対策に追われておられて、それ以外の活動に割く時間、余裕もないものと今、想像しておりますし、民泊受入れに向けた住宅の改造が必要となるなど、知内町でのアグリツーリズムの展開に際しては、多くの課題があるのではないかと今、思っております。

しかしながら、今年町民の皆様方からいろいろと意見を提言していただいて、3月に「第6次まちづくり総合計画」を策定をさせていただいております。その中で、「まちの資源を活かした観光を育てる」として、人と人との交流事業を掲げさせていただいております。また、同じく3月に策定致しました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「活力ある地域産業創造プロジェクト」において、観光を地域づくりに活用することを目的に地域横断的なマネジメント組織であるDMOの立ち上げを計画しているということでもありますので、そのことについてもご理解をいただければというふうに思います。これは是非、法人組織を立ち上げさせていただいて、今、ご指摘をいただいたものについては、当然、知内町の将来を見据えた中では、必要であろうということで、6次のまちづくり総合計画にも、そして、総合戦略の中にも入れさせていただいておりますので、是非、その辺もご理解をいただければと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、花井君。

◎ 2 番 (花井泰子)

アグリツーリズム、グリーンツーリズムというふうな言葉もよく使われているのですが、実は私、12年ほど前にちょうど日本が合併で吹き荒れたときにですね、12年から14年ほど前なんですけれども、実は合併しなくてもやっていける町という、そういう町を見に、フランス、イタリアというところに行ってまいりました。そのときのたまたまイタリアで、泊まったところが、アグリツーリズムの農家のお宅だったんですね。そして、本当に素朴な感じの農家で、ああこんなところでも、町に他から人を入れることができるんだなというのが目からウロコだったんです。実は。それで、私、知内に帰ってきて、この知内に住んでみて、本当に皆さん、頑張っているなど、農家の皆さんも頑張っているし、漁業の皆さんも頑張っていると、そういう中で、うちは他から来たときに、いろいろなことがあるんですけれども、もしかしたら、ちょっと農家に今、都会からですね、結構、私くらいの年配の夫婦だとか、個人でもちょっと田舎の暮らしをしてみたいなというような方がいて、そういう方も実はその場で採れた、農家の皆さんが大事に育てられた安全なものをそんなに手をかけなくてもいいから、食べてみたい、ちょっと住んでみたいと、そんなホテルみたいどころじゃなくて、農家の暮らしを何となく見聞きしながら、そこでおいしいものというか、安全なものを食べてみたいという、そういうことができるのではないかと今、私にも考えまして、ああ、そうだなと、そういえば、昔行ったイタリアの町なんかもそういうことでトスカーナという地方なんですけれども、やっていたなど、そんなに大げさに考えなくても、もしかしたらやれるのではないかと、そうすると、外国の人とは言いませんけれども、日本の中の人知内に来て、ああ、こんなにすばらしい町があるんだなと言ってもらえるまでは、住んでもらわなければ、2泊でも3泊でも、やっぱりわからないというふうに思ったんです。それで、今度、まちづくり計画もできて、本当にこれから

知内は頑張っていくという中で、私もそういう例えば高齢者の方が、農家をやっていた方がもうできなくなって、でも、土地と家はまだまだ使えると、それを残して、もしいなくなった場合に、若い方とか、ほかの方がそこを使わせてもらってできると、そういう時に、もちろん、農家もしながら、例えば、アグリツーリズムのような、他の皆さんにちょっと泊まってもらうようなことをやれるのではないかというようなことも、できるのではないかという、そういうことを投げかけさせていただきたいという、まずはそういう思いで質問をさせていただきましたので、今、町長からご答弁をいただいた、その方向で私も少し見ていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願い致します。これで、私の質問は終わります。町長、何かご答弁あれば、お願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

前段で申し上げましたとおり、1つの戦略の中で、今、花井議員から要するに提言をされたもの、これは当然、知内町がそういう役割を担わせていただける地域なんだろうというふうに思います。おいしい要するに食べ物がある、そして、自然が豊かである。そんな状況をですね、今、いろいろとそれを戦略的に今、交流事業の拡大に向けて、取り組ませていただいておりますので、その1つの提案をしていただいたものについては、きちんと受け止めさせていただいて、事業展開をしていければなというふうに思います。ただ、なかなか今の状況から考えて、花井議員が提案していただいたものがすぐ100%実施できるかというのは、少し課題があるのかなと思っています。その中で、私が今、説明をさせていただいた新たな組織を立ち上げることによって、そういう選択肢を少し増やした中で、多くの町外からの要するに交流事業を増やせればという考え方を持たせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に8番、笠松悦子君。

◎ 8 番（笠松悦子）

それでは、質問をさせていただきます。

現在、知内高等学校において、各種資格取得検定料の助成事業を実施していますが、小中学生の中にも自身の能力向上を目的とし、積極的に英語検定や漢字検定を受験している子ども達がたくさんいます。そういった子どもたちのやる気を後押ししていくことは、教育の底上げにも繋がることから、小中学生に対する各種検定料についても助成を実施していくことが重要ではないかと考えるが所見をお伺いしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

8番議員さんのご質問にお答え致します。まず、町立高校の実践でございますが、平成26年度から資格取得の支援事業を実施してございます。今年で3年目に入っております。高校生が進学であるとか、あるいは、就職に有利な資格を取ったり、また、大学進学等に向けての模擬試験にかかる経費を町が助成することで生徒一人一人の進路実現を支えている制度でございます。町立高校では、今、学校の規模を維持しながら、渡島西部の小中学生

や中学生、また保護者の皆様のニーズに応える、選ばれる、そして、信頼される学校づくりを目指しているところでございます。ご存じのコース制の教育課程、あるいは、習熟度別学習、さらには特別支援体制の整備など、また、就学支援の方では、通学定期、あるいは、下宿の費用の助成も行っており、これらの施策の中の1つとして、資格取得の支援事業もでございます。対象につきましては、英語検定、あるいは、漢字検定、あるいは、情報処理検定など非常に多岐にわたってございますが、いずれの検定もある一定レベル、3級以上を受験する場合としており、編成の学校の学習内容と関連をしているといったような、校内で選定基準を設け適切に運用させていただいているところでございます。

町内の児童生徒が1人でも多く地元の町立高校に入学をしていただき、この事業を大いに活用していただけることをまず、期待をしております。

さて、小中学生が外部検定を通じて自己啓発に努めることは、極めて大切なことだと受け止めております。特に昨今言われております、主体性、あるいは、学びに向かう力の育成という点では、大変、好ましいことと考えております。小中学生への検定料助成につきましては、関係機関と協議を重ねながら、教育委員会で検討してまいりたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、笠松君。

◎ 8 番（笠松悦子）

ありがとうございます。高校生じゃなくても、今の時点で、中学生、小学生が3級を受けている子がたくさんいるんです。それを私、同じではないかと思えますし、今、現在ですと、今年で確か20人か、30人くらいが、小中学生で3級を受験、今、来月あります。今まででも、小学生でも3級を取っている方もいます。また、中学校では、2級、準2級も取っている方もいらっしゃいます。あと、今、来年度から、国としても英語を必須科目、小学校の中で必須科目として謳っていますし、当町において、3年前に確か特区の中に確か知内町は応募しているはずなんです。そういう中で、とてもここでまた6次知内町まちづくり総合計画で英語教育の充実を謳っておりますし、小学校、中学生にもそういう門戸を広げていくと、また今、受験している人は何人か、20人か、30人になっていきますけれども、これがどんどん中学生のうちにせめて基本となる3級まで取らせていくと、高校に行ったときに、もっとゆとりを持った勉強ができるんじゃないかなと思います。まして、今、今年は残念ながら、海外派遣というか、海外修学旅行は中止になって、とても残念だと思うんです。子どもたちにとっては、生きた英語を肌で感じるということは、私も海外旅行、2回か3回していて、本当に片言の単語しかわからない状態の中で行っていて、すごく不便を感じました。この今、来年度から小学校から英語を始めるということは、小学生のうちに多分単語はすべて習得していくような形になるのではないかなと、私、今、思っています。中学校に行くと、簡単な会話もできるようになって、また、高校に行ったら、それをもっと進めて高校の授業の中で進めていくと、これからずっとまたますます英語という、国際語ができる人間の幅が広がってくると思うんですよ。その中で、やっぱり小学生、中学生にも、やっぱりこういう応援をしていくことによって、今、すごく北海道の学力が低いんですよね。その中でも知内はもう少し底上げをしていくということを図っていただくために、やっぱり町としても何らかのこういう形で応援しているよという姿を見せていただきたいなと思って質問させていただきました。もしあれでしたら、答えをお願いし

たいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

今、8番議員さんのお話は、英語検定のお話がメインだったかと思います。本町、平成21年から先導的な英語教育を手掛けておりまして、平成24年からは、今ほどお話のございました教育課程の特例校と致しまして、小学校の中学年から外国語活動を始めてきております。そういった環境で育ったお子さん達は、今、きっと中学生になったりして、英語検定で頑張っておられるんだと思います。また、全国的な調査によれば、本町の児童達は、他の市町村に比べまして、英語が好きだという子どもの割合も大変ポイントが高いという分析結果もございます。さて、ご指摘のことでございますけれども、やはり英語でも、あるいは、ほかの勉強でも、検定におきまして、子どもたちが自ら進んで目標を設定して、継続的に努力をしていく、あるいは、学校での学びを更に発展をさせたり、また、確認のために検定を受けるといったことは、大変、好ましいことだと思っておるわけでございます。また、キャリア教育の視点からも大変、奨励されるべきことと存じます。それで、資格社会と今、言われておりますが、英語検定だけでなく、検定といっても大変、多岐にわたります。ですから、助成する対象を例えばどう設定するかだとか、あるいは、そういったことに関わったルール、仕組みも必要でございます。本町の児童生徒の実態を把握した上で、町内の例えば校長会と協議を重ねるなどして、教育委員会においても丁寧に検討してまいりたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、笠松君。

◎ 8 番（笠松悦子）

緊張していて、言うことも何かまばらになっていきますけれども、先日中学校にANAでなくて、どこでしたか、航空会社の方々がスチュワーズさんとパイロットさんと、それから、整備の方が来たことがあるんですね。それで、そのときに、中学生だけじゃもったいないということなんでしょうけれども、それで、小学校の方にも声がかかって、6年生が行ってお話を聞いたそうなんです。そのときに、中学生も言っていたそうなんですけれども、パイロットとか、スチュワーズになるためには、英語検定2級があるとなれると、すごく励みになったと言っていましたので、是非、子どもたちが将来の仕事に視野が広がるように、是非、後押しをよろしくお願ひしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、教育長の方から答弁があったとおりでありまして、必要性については、十分、認識をさせていただいております。ただ、3年前に検定料を助成をしようというのは、町立高校の1つの特色を如何に持たすかという一貫でいろいろと通学費の4分の1から2分の1、そして、100%、そうした中で、検定料も要するに親の経済の要するに軽減になればということで、導入をさせていただいたものであります。そんなことからですね、今、小中学校を対象にということでの提言をいただきましたので、これは教育長も言っていま

す。どういう今、状況にあるか、きちんと精査をさせていただいて、前向きに検討をしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、笠松君。

◎ 8 番（笠松悦子）

ありがとうございました。これからやっぱり子どもたちを後押しするためにも、町民もこういう機関も一緒になってやっていく必要があると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。今日はありがとうございました。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、一般質問を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。

これを許します。町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今議会に上程をさせていただいております内容について、説明を致します。

承認1件、議案7件、認定7件、報告2件、諮問1件についてであります。

まず、承認第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。8月30日の台風10号により、倒木がありまして、町道等の通行に危険が及ぶ恐れがあるため、処理にかかる必要な経費を予算専決をさせていただいたものであります。

議案第1号は、平成28年度知内町一般会計補正予算で、歳入歳出に8,657万4千円を追加補正し、予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,173万2千円とするものであります。補正の主な内容は、公会計システム導入委託料として、563万9千円の追加。社会保障税番号制度にかかる総合行政システム改修委託料として、501万7千円の追加。メガソーラー発電施設等用地買収費で518万9千円の追加。北海道後期高齢者医療連合負担金で、795万2千円の追加。障がい者自立支援給付費国庫及び道費負担金返還金で716万1千円の追加。地域づくり総合交付金事業補助金で720万円の追加。養殖漁場整備事業助成として、1,029万6千円の追加。公債費償還元金で1,860万9千円の追加が主なものであります。議案第2号から議案第6号は、知内町国民健康保険事業、知内町後期高齢者医療、知内町介護保険、知内町公共下水道事業、知内町農業集落排水施設整備事業の5特別会計、平成28年度補正予算であります。補正の主な内容については、いずれも平成27年度決算に伴い、5会計合わせて1億8,352万2千円の追加補正をし、5特別会計の予算総額は、15億9,698万9千円とするものであります。議案第7号は、平成28年度知内町水道事業、補正予算であります。補正の内容は、配水管移設工事に伴い、建設改良費に76万を追加補正するものであります。認定第1号は、平成27年度知内町一般会計歳入歳出決算認定であります。認定第2号から第6号まで、知内町国民健康保険事業、知内町後期高齢者医療、知内町介護保険、知内町公共下水道事業、知内町農業集落排水施設整備事業の5特別会計の平成27年度の歳入歳出決算認定について

であります。認定第7号は、平成27年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。報告は、第1号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告。第2号は、株式会社スリーエスの業務報告の2件であります。諮問第1号は、人権擁護委員の推薦についてであります。議案の内容については、後ほど担当課の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

● 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第10、承認第1号、『専決処分の承認を求めることについて』平成28年度知内町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

承認第1号、専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページです。専決処分書。平成28年度知内町一般会計について、予算補正の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決するものでございます。

記と致しまして、平成28年度知内町一般会計補正予算（第5号）について。

平成28年度知内町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出の予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,515万8千円とするものでございます。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、専決処分は、記載のとおり9月2日に行っております。例によりまして、歳出からご説明を申し上げます。4ページでございます。9款1項消防費、2目災害対策費に155万6千円を追加し、715万4千円としたいということでございます。基本的な内容につきましては、台風10号の通過に伴いまして、町有地の敷地内の倒木が多数発生を致しまして、危険な状態があったということで、即刻処理をすべきという判断に基づきまして、専決処分をし、対策をもう既に実施しているところでございます。内容と致しましては、3節職員手当の時間外手当に28万円、11節需用費に強風被害の応急修繕費と致しまして、9万2千円。13節委託料に倒木の応急対策業務委託料と致しまして、103万円。16節原材料費に倒木被害で発生した農家のビニールハウスの原材料でございます。それを15万4千円を追加してございます。内容につきましては、緑色の説明資料について、若干、ご説明を申し上げます。ナンバー1、総務企画課関係の1枚めくっていただきまして、1と2でございます。こちらでご説明をしておりますとおり、町内のいろいろな

広範囲にわたりまして、町有地の倒木が発生しております。ご覧のとおり、中ノ川からはじまりまして、涌元地区まで、ほぼすべての地区で町有地内の倒木が発生をしているところでございます。2ページ目に代表的な状況写真をお付けしておりますけれども、旧知内小学校第1町民グラウンドで、遊具のすぐ近くのですよね、クルミの大きな木が2本、これまでも幾多の台風だとかもきつと経験した木だとは思いますが、今回の強風によりまして、2本倒伏してございます。写真、少し白黒で見えづらいんですけども、遊具のすぐ近くということですので、この倒れた根が人の背を超える2m以上の根が倒れて、このような状態になっていて、危険だということもございましたので、即刻、森林組合の方に対処を依頼し、結果、9月2日には、このように木を整理しているところでございます。

歳入、一般会計の3ページでございます。9款1項1目地方交付税に只今の歳出のための財源と致しまして、155万6千円、地方交付税に追加し、補正後の地方交付税の金額を19億6,089万8千円とするものでございます。説明は以上です。よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

ちょっと課長の方にお伺いしたいんですけども、今回、全町にまたがって倒木が発生しているということで、今回のこのような強い風があるので、これからもそういう形で倒木がある可能性が出てくると思うんですけども、その辺の調査はきちんとこれからするのか、まず、1点。

それから、説明資料の1ページの18の避難所の開設ですよね、この部分で、何箇所かの部分の開設をやって、その開設をするための住民の方に避難してもらうための告知ですか、PRはどのような形でやったのか、防災無線だと思うんですけども、その辺について、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

今回の専決処分後の補正予算のときにですね、若干、只今の旧知内小学校の周辺の樹木、一部整理の必要があるという樹木医の診断もございましたので、その部分、今後、対処してまいる予定でございます。ただ、そのほかにも多くの木がですね、まだ残っていると思うんですけども、今回のこのような風で、このように多くの倒木が発生したんですけども、今後、まだ注意してみていかなければならない木もまだ残っているものと思われまうんですけども、まだ、調査が行き届いておりませんので、その辺、まだ今後、必要な調査も進めてまいりたいと考えおります。

それと、説明資料の18番のところ、1ページの一番下のところですね、今、ご質問のありました避難所の開設につきましては、まず、告知につきましては、それぞれ雨量とか、風向の状況をですね、気象庁のインターネットなどを通じて、逐一、状況を確認してまい

りました。それで、やっぱり一時的に雨が今後、強くなりそうだということもありましたので、なおかつ、特に小谷石の方々、こちらから避難勧告をする前にですね、自主的に避難をしていただいたということもございまして、今後、雨の降り方によっては、避難勧告、避難指示を出す可能性がありますよということで、避難準備情報という放送を町内、小谷石と涌元地区、ハマナス地区、前浜地区に防災無線で周知をしているところです。開設をした避難所と致しましては、矢越山荘に50人以上の方、地元の方、即避難をしていただいたようございまして、町職員2名とプラス保健師の方、合わせて3名を配置してございます。あと、涌元の漁村センターなんですけれども、河口近くの股瀬川の水位が上昇してきているというところで、付近の方が浸水の被害、危険を感じているという情報もいただきましたので、そちらの方にも漁村センターの避難所を開設し、町職員も配置しながら、避難をいただいて、中には、確かちょっと数字はつきり思い出せていないんですけれども、7名ほどの方、一夜を明かして朝まで避難をされていたということも確認してございます。そのほか、ハマナス地区の方は、涌元谷地の町内会館に避難所を設置し、防災無線でも周知をしてきたところなんですけれども避難の実態はございませんでした。あと、前浜地区の方、こちらの方が山栗川の下流で、そちらも河川の水位が上がってきて不安だという声もいただいておりましたので、そちらも合わせて避難準備情報ということで、防災無線を周知し、中央公民館の方に避難してくださいということで、自主避難をしてくださいということでお知らせをしながら、そちらの方に毛布を配付するなど、あと職員も配置したという経過でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

町の施設等に関する被災状況でありますけれども、ある町ではですね、町内の全域の把握をするということで、職員がそれぞれ個別に被害状況の取りまとめを行って、それを次の災害のときに参考にするというか、要するに危険な箇所を事前に察知して、被害を未然に防ぐという動きにつなげようということでやっているそうですけれども、町の対応として、今回、台風8号に対する町内の被害状況というのは、どの程度、把握されたのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

只今、お手元の説明資料のほかにもですね、町内の民間の方から相当数の自宅の敷地内の倒木がありましたですとか、木が倒れかかって、軒先にある木の除去について、ご報告なりご相談をいただいておまして、今、すみません、ちょっと手元に件数のペーパー用意してございませんでしたけれども、それぞれ民間の方々の倒木の状況というのも、1個1個伺ってですね、情報は確認してございます。住宅の方からは、相当太い木も倒れかかっているということで、それらの支援の要請の話も一部いただいていたんですけれども、基本のご自分の敷地内のご自分の木というのは、それぞれ土地と所有者の方で処理をしてくださいということでご了解をいただいているところでございますけれども、そちらの方も相当太い、特に今回感じましたのは、トドマツだったんですけれども、木という

のが倒れかかったりですとか、あと、重内地区でスギの本当にもう60年、70年明らかに超えていると思われるような太い木が、今回、倒れたという状況は確認してございます。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

中ノ川の方も港の監視塔ですね、職員が深夜まで監視体制を続けるなど、いろいろ職員の労務というのは大変だろうなと思うんですよね。そういった中で、実態の把握というのもまた確実にしなければならないところだろうと思いますけれども、ただ、いろいろ災害に対応するというのは、大変なところがあるんですけれども、ただ、ちょっと報道で見る限り、函館市、例えば家屋の屋根が飛んだとか、そういう緊急性のあるものに対しては、消防署で対応したとか、いろいろ報道等でも事例がありますけれども、例えばですね、町内でそのような緊急応援というか、トタンが飛びそうなんだよなという対応というのは、町で消防署なり、対応するのか、それとも、個別で対応していただくということになるのか、その辺の判断というのは、何か規定があるんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

直接的な規定は持ち合わせておりませんが、基本的には消防の方で対応していただくということになると思います。先ほど、町長から行政報告の中で、森越の平出さんの火災の報告をしてございまして、その添付してございます写真に屋根の方にロープがかかっている状況を確認いただけるとは思いますけれども、28日台風の直前ということですね、付近の方があの屋根なりが飛散すると、相当、広範囲に被害が及ぶ危険があるという通報をいただきまして、応急だったんですけれども、消防の方で屋根にロープを設置して、そのような被害を未然に防いでいただいたという対応をしてございます。更に今回、報告はしておりませんでしたけれども、渡島知内地区の簡易郵便局の向かい側にある空き家だったのですが、旧店舗でシャッターが強風で外れてしましまして、飛散をしており、夜でしたので、通行人の方はいらっしゃらないということがありながらも、相当、危険な状態があったということで、職員を配置し、少し危険な中にはあったんですけれども、風の一瞬の収まりを見ながら、飛散をしたシャッターにロープをかけて、被害が及ばないような対応をこちらの方の職員として実施しているということございまして、基本的には消防の方で対応をしていただきながらも、町民の方に緊急で避難が及ぶ可能性があるという場合には、町の職員での対応ということも実施してきているところでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。

本案は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

● 議案第1号 平成28年度知内町一般会計補正予算(第6号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第11、議案第1号、『平成28年度知内町一般会計補正予算(第6号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(小田島伸二)

議案第1号、平成28年度知内町一般会計補正予算(第6号)についてでございます。

平成28年度知内町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,657万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,173万2千円とするものでございます。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に地方債の補正でございます。第2条、地方債の追加及び変更は「第2表地方債補正」によります。

例によりまして、歳出からご説明を申し上げます。17ページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に1,188万4千円を追加し、5,104万9千円とするものでございます。内容と致しまして、11節需用費に研修受講料と致しまして、9万7千円の追加。内容と致しましては、防災無線の取扱いにかかります、三種の陸上特殊無線技師の資格が必要だということございまして、4名それを受講するための経費でございます。更に12節役務費と致しましては、今の4名の受講の免許の取得の際にかかる申請手数料として、4名分の手数料として7千円を追加するものでございます。更に13節委託料には、新地方公会計制度に伴う財務会計システム改修委託料として86万4千円、公会計システム導入委託料と致しまして、563万9千円。社会保障番号制度にかかる総合行政システム改修委託料の総務省分として、194万4千円。社会保障番号制度にかかる総合行政システム改修委託料の厚生労働省分と致しまして、307万3千円をそれぞれ追加。更に14節の使用料及び賃借料と致しましては、公会計システムの使用料と致しまして、26万円の追加をしたいという内容でございます。新地方公会計制度につきましては、平成28年度の決算から総務省が設定した統一の会計基準に基づきまして、これまでの単式の官庁会計から企業会計に移行した複式簿記的な会計で決算をしていくということになってございまして、その決算によりまして、通常企業会計で提出されますバランスシートですとか、行政コストの計算書を作成し、管理していくということでございます。委託料の部分の財務会計システムの改修委託料につきましては、既に財務会計システム運

用してございます。それを公会計システムの運用に合わせて、一部、システムの改修が必要となっているものから、その分の86万4千円の追加。更に公会計システムの来年の決算からということで、今年から既にシステムを導入し、一部、運用していただければいけないということで、今年度のみイニシャルコストとして、導入経費として563万9千円。更に社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度なんですけれども、そちらに関連するシステムの改修の委託料として、さっきご説明のような補正が必要となっているものでございます。

次のページです。2款1項3目財産管理費に518万9千円を追加し、4,715万7千円とするものでございます。内容と致しましては、17節公有財産購入費と致しまして、メガソーラー発電施設等の用地の買収費で、518万9千円の追加でございます。説明資料で若干、ご説明を申し上げます。同じく総務企画課関係の資料の4ページをお開きをいただきたいと思います。平成29年4月着工予定のメガソーラーの発電用地と致しまして、基本的に大部分は町有地なんですけれども、その中に一部、民地があったということで、2番の取得する土地の情報と致しまして、記載のとおり、7筆、全体で21haほど、現在は原野ですとか、牧場ということではあるんですけれども、メガソーラー用地というのは、総務省の設定している基準によりまして、雑種地ということでございます。知内町の湯ノ里地区の雑種地の評価額1,000㎡あたり1万9千円ということでございます。それに20haをかけ、基本的にはこの民地の方々、町内に在住の方お二人、函館市に在住の方お一人、あと森林組合と農協ということなんですけれども、先ほどご説明を致しました1,000㎡あたり1万9千円という単価での買収に関しては、基本にご理解をいただいているところでございます。ただ、細かい今後の契約の中でですね、土地の売買にかかる税負担のことだとか、事務的なもうちょっと細かい詰め作業が必要となっておりまして、その部分、税負担部分、これまでは、町でいろいろな公共事業の用地として土地を買収する際に、できれば収用法に適用しながらということもありながら、税負担がかからないようなことで事務を進めてきたんですけれども、その部分のまだ先行きが見えていないということもございまして、税負担の相当若干なんですけれども、予算としては増額をして、総体で518万9千円を計上したいということでございます。ただ、メガソーラー用地ですね、電気事業法の関係で、収用法の適用になる可能性もあるということでございまして、まだその辺、事務を詰めているところでございます。

2款1項4目財政調整基金費に226万9千円を追加し、992万円としたいという内容でございます。内容につきましては、25節積立金に財政調整基金の積立金として226万9千円の追加ということでございますけれども、平成27年度の一般会計の決算、実質収支は1,453万8千円ということでございました。その2分の1というのは、726万9千円になるんですけれども、地方財政法の第7条の規定に基づきまして、その繰越金の2分の1は積み立てるべきということでございます。なお、積み立てるべき金額726万9千円なんですけれども、既に当初予算で500万円の積立予算を計上してございますので、今回、差額と致しまして、226万9千円の追加をしたいという内容でございます。

次に20ページ、2款1項12目自治振興費に155万4千円を追加し、5,471万円としたいということでございます。11節需用費の小谷石IPカメラ修理費と致しまし

て25万円。カメラにつきましては、平成25年度の総務省の過疎集落等自立再生対策事業ということで、100%の交付金をいただいて整備したものでございますけれども、強風によって故障してございます。その修理経費と致しまして25万円を今回、追加をしたいという内容でございます。更に13節委託料に第一町民グラウンド、旧知内小学校の周辺樹木伐採整理作業の委託業務と致しまして、45万5千円の追加でございます。旧知内小学校の周辺樹木の今後の管理につきましては、第2回の定例会で樹木医による診断の経費と致しまして、44万3千円の追加補正の議決をいただいているところでございます。その議決をいただいた上で、函館市の樹木医に診断を依頼し、既にグラウンド側の28本の樹木、職員住宅側の6本の樹木診断を完了しているところでございます。診断の結果と致しましては、総体的には、樹木の健全性は維持されており、歴史性、ランドマーク的な役割を果たしている樹木群で、基本的には、今後も管理していくべき樹木という診断でございました。ただし、これまでほとんど手を付けられてこなかったという実態がございまして、今後、樹高の管理、木の高さの管理ですとか、枝のせん定によりまして、落ち葉とか、落ち枝等の悪影響の除去対策を定期的を実施していくべき樹木だという診断がございました。ただし、そのようなせん定がですね、今後、今の秋の時期にせん定をするということは、樹木に悪影響を与えるということで、来年の夏、初夏の時期にそのような対策を実施するのがより望ましいという診断をいただいているところでございます。ただ、その診断の中で、元町側から行きまして、2本目のカラマツというのが、打撃とあと音波の診断の結果、空洞率が5.2%ということが確認されておりまして、危険度が高いためには伐採を検討すべきという診断をいただきました。今回、森林組合の見積りによりまして、伐採経費として、16万4千円を今回、計上し、更に校門脇の少し斜めになっているアカマツがございまして、それも一部空洞は確認されているんですけども、今後も十分管理が可能な樹木という診断でございまして、ただ、少し斜めになっているということもありまして、万が一の倒伏の可能性もないわけではないということで、それらの危険防止のために支柱となるものの設置と隣接にあるマツとのワイヤーロープの結束の実施によって、それらの危険が除去されるということで、そちらの経費29万1千円の合わせて45万5千円の追加をしたいという内容でございます。更に19節負担金補助及び交付金で、函館バスIC導入負担金として、84万9千円の追加ということなんですけれども、今朝の函館新聞の一面にもございました。北海道新幹線の開業によりまして、特に都市部の方々、新幹線からバスですとか、電車に乗り継ぐ際に現金決済ではなく、ICカードを使用しながら、スムーズに乗り換えたいという要望が相当強いということもございました。それらによりまして、函館バスの利用の方々の利便性が向上し、知内町にもバスでおいでいただくとか、そのような効果を期待されるということもございまして、その分の町の負担金として、84万9千円の追加をお願いしたいという内容でございます。金額と致しましては、基本的には、函館バスでシステム改修をするものなんですけれども、全体の経費、それぞれのバスにいろいろなシステムを設置するというので、相当な経費がかかるということになっております。約4億4千万円が見込まれています。この金額をバス事業者と国庫補助金、それと関連自治体、渡島、檜山の17市町村なんですけれども、それぞれ3分の1ずつを負担するというので、1億4,600万円を負担するということなのですが、その中の自治体の負担分、函館市が利用割合で83%ということで、相当数の負担をするんですけ

れども、知内町の利用者の約0.6%に相当する負担金と致しまして、84万9千円を今回、計上したいという内容でございます。

次に21ページです。2款1項16目地域創生推進費に74万円を追加し、433万2千円としたいという内容でございます。内訳と致しましては、9節旅費に普通旅費74万円追加ということなんですけれども、現在、今、移住に関しまして、いろいろ全国でイベントが行われまして、知内町と致しましても、それに結局的に参画をしていきたいということで、今後、大阪、名古屋、東京、移住フェアというものが開催されますので、それに職員を派遣致しまして、知内町の良さをPRしていく活動を展開してまいりたいということ、更に札幌市の道新の本社で11月なんですけれども、イベントが想定されておりまして、そちらに対しても職員を派遣していく必要があるということで、合計で74万円の旅費の追加をお願いしたいという内容でございます。

少し飛びまして、25ページです。3款民生費なんですけれども、総務企画課に関連するということで、こちらの方からご説明を申し上げます。3款民生費、3項災害救助費、1目災害救助費に30万円を追加し、65万円としたいという内容でございます。内容は19節負担金補助及び交付金の災害見舞金と致しまして、30万円の追加ということなのですが、町長からの行政報告にもございまして、森越地区の火災が発生してございまして、全焼ということで、まだ消防の方からは正式な報告はいただいているんですけれども、内部全焼ということですので、災害見舞金の支給に関する条例に基づきまして、30万円の見舞金が支給されるということになってございます。その今後の不足分を今回補充をするということで、30万円の追加をしたいという内容でございます。

次に31ページです。こちら7款商工費なんですけれども、総務企画課関連ということでご説明を申し上げます。7款1項商工費、4目公園管理費に44万円を追加し、386万9千円としたいという内容でございます。13節委託料に知内公園樹木整理計画業務委託料として44万円の追加。内容は先ほど経済民生常任委員会の所管事務調査のご意見をいただいております。そのご意見を踏まえ、知内公園の樹木の総合的な今後のあり方、デザインについて委託業務によって策定をしてまいりたいという内容でございます。

次のページ、32ページです。9款1項1目消防費に1万6千円を追加し、2億966万8千円としたいという内容でございます。19節負担金補助及び交付金に渡島西部広域事務組合の負担金として、1万6千円を追加でございます。

更に少し飛びます。36ページです。12款1項公債費、1目元金に1,860万9千円を追加し、6億8,846万1千円としたいということで、23節償還金利子及び割引料の公債費償還元金として、1,860万9千円を追加したいという内容でございます。内訳につきまして、通常はこの9月の時期に元金の補正ということはないんですけれども、実は過疎対策事業債特別分、いわゆるソフト分なんですけれども、平成27年度の借入れの確定額7,450万円でございます。これは5月に借り入れているんですけれども、予算編成の当時、通常の政府資金、これは据置期間が1年ある資金なんですけれども、それが充当されるであろうということで、本年度、元金償還が発生しないという予算を計上していたんですけれども、結果、民間資金での充当ということになりました。その民間資金の場合に、据置期間がありませんで、翌年度から即元金の償還が発生するということがございまして、その分、今回、追加をするものでございます。

次に同じく12款1項公債費の2目利子のところです。現計予算から2万円を減額し、5,371万2千円としたいという内容でございますけれども、23節償還金利子及び割引料の公債費の償還利子として、2万円の減額ということでございますが、先ほどの元金の償還の発生に伴いまして、その分利子が減額となりますので、対応する減額でございます。

更に38ページ目、最後のところです。13款職員等給与費、1項職員等給与費の1目職員等給与費で285万3千円を追加し、7億9,843万8千円としたいという内容でございます。4節共済費に退職負担金と致しまして、258万3千円の追加。内訳は、退職手当といたしますのは、3年おきに清算をしているんですけれども、今回、平成25年度、26年度、27年度分の退職者にかかる負担金の清算がございまして、不足となる285万3千円が北海道退職手当組合から請求をいただいているところでございます。総務企画課関係は、以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

次に生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

22ページです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に94万2千円を追加し、8,056万3千円とするものです。23節償還金利子及び割引料、平成27年度臨時福祉給付事業費補助金返還金として、額の確定により追加するものです。

3目老人福祉費に889万1千円を追加し、1億849万円とするものです。18節備品購入費に緊急通報装置に在庫がなくなり、72万2千円を追加するものです。それから、19節負担金補助及び交付金、老人クラブ連合会設立50周年記念事業助成金として60万円の追加。内容につきましては、式典及び記念誌等にかかる経費によるものです。なお、式典については、11月19日土曜日を予定しております。北海道後期高齢者医療広域連合負担金797万2千円の追加です。内容につきましては、平成28年度分、額の確定により追加するものです。28節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、額の確定により38万3千円を減額するものです。

続きまして、24ページです。4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に776万3千円を追加し、1億2,667万1千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、重度身体障害者等住宅改修費助成として、60万円を追加するものです。

なお、この関係については、説明資料見だし2の生活福祉課、1ページで事業の概要を説明しますので、お聞きください。事業の目的ですけれども、重度の身体障害者がいる世帯に対し、その住宅を障害者が安全かつ快適に利用することができるよう改修するために必要な費用の一部を助成し、障がい者が自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、家族等の介護を行う者の負担を軽減することを目的とします。2番目としまして、助成の対象世帯です。町内に住所を有し、現に居住をしており、下記の各号のいずれかに該当する者が属する世帯ということで、(1)としましては、身体障害者手帳3級以上の交付を受けて、その障害のいずれかが該当する者ということで、アの下肢もしくは、体幹の機能障害から、オの下肢機能障害の者、(2)としまして、身体障害者手帳の交付を受けない者で、居宅において移動する場合に常時車椅子及び歩行補助用具を使用している者であって、日常生活を営むのに支障があるため、住宅の改造が必要と認められる者。

3番目と致しまして、助成額ですけれども、20万円を限度に該当する改修に要する額として、利用者負担について1割を負担して、自己負担額については、下記のとおりです。この20万円については、介護保険の制度で、1回20万円となっておりますので、それをもとにして、20万円の上限を設けております。それから、自己負担の割合ですけれども、これは日常生活用具、それから、補装具、これは身体障害者の方の給付があるわけですから、この負担額の限度額の表を参考にして作っております。助成回数については、1世帯につき原則1回までとする。

議案に戻りまして、23節償還金利子及び割引料、平成27年度障害者医療費国庫負担金返還金1千円の追加。平成27年度障害者自立支援給付金国庫負担金返還金467万7千円の追加。平成27年度障害者医療費道費負担金返還金1千円の追加。平成27年度障害者自立支援給付道費負担金返還に248万4千円の追加。合計716万3千円の追加をそれぞれ額の確定によるものでございます。

続きまして、26ページです。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃費に190万5千円を減額し、1億7,074万5千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、渡島西部広域事務組合負担金、構成町負担金案分の変更に伴い減額するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

議案の27ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に720万円を追加し、4億6,030万6千円とするものであります。これは、19節負担金補助及び交付金で、北海道の内定を受けたことから、地域づくり総合交付金事業補助金として追加補正するもので、内容につきましては、トマト栽培用パイプハウス4棟、ニラ栽培用温風機を30台導入するものでありまして、詳細につきましては、説明資料見だし3の産業振興課の1ページを後ほどご参照願ひたいと思います。

次に28ページ、2項林業費、2目林業振興費に340万円を追加し、2,109万円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金にハンター資格取得等助成金として40万円、地域材活用住宅助成として300万円をそれぞれ不足が生じることから追加補正するもので、ハンター取得につきましては、当初予算で1名分取っておりますけれども、今、もう1人の方が申請に来ておりますので、もう1名分追加。あと、地域材の方につきましては、今現在、専用住宅付帯施設を込みで8棟分助成ないし内定を出しておりますけれども、今後、5棟分、工務店等の聞き取りで、5棟分が必要となることから、その分を追加補正するものであります。

次に29ページ、4目水源林造成事業費に97万8千円を追加し、108万4千円とするものであります。これは13節委託料に水源林造成事業として追加するもので、詳細につきましては、説明資料2ページをご参照願ひたいと思います。

次に30ページ、3項水産業費、2目水産振興費に1,109万6千円を追加し、3,336万8千円とするものでございます。これは19節負担金補助及び交付金に養殖漁場整備事業助成として1,029万6千円、水産生産基盤整備事業負担金として80万円を追加補正するものです。内容につきましては、説明資料の3ページをお開き願ひたいと思

います。養殖漁場整備事業計画書ということで、カキの養殖籠導入事業ということで、事業内容につきましては、中ノ川地区におきまして、今年度、ホタテ等の水揚げが大変減少しまして、危機的な状況にあります。そこで、平成26年度にカキの養殖籠を導入して、成長や身入りの状況が良いものを今回、推進してですね、漁家の所得の安定を図るというものであります。なお、この平成26年度に導入しました籠でのカキ生産につきましては、漁家等に聞き取りをした結果、成長が向上して品質の均一が図れると。また、小さい身は、むき身で出していましたが、それらも成長させてから出荷することで、生産額の増加が期待できるという声が上がっています。また、時化等による落下等も防げるということで、この導入をお願いしたいということで、漁協を通じてありました。事業計画の方ですけれども、事業実施主体としましては、上磯郡漁業協同組合、カキの養殖籠の導入ということで、16,500籠を導入して、事業費としましては、1,389万9,600円。町の方としましては、8割をこの部分の補助をする予定で、1,029万6千円を助成することになっております。

続きまして、議案に戻っていただきまして、水産生産基盤整備事業につきましてはですね、中ノ川漁港におきまして、今後、道の方の事業になりますけれども、屋根付きのですね、作業をできる屋根付きを今、計画しておりまして、その前段で防災対策としまして、いろいろな調査、耐震を含めた調査が必要になることから、その事業負担分の80万円を追加補正するものであります。以上、産業振興課の説明を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

次に学校教育課長。

◎ 学校教育課長（田中志津夫）

それでは、教育委員会関係の予算を説明させていただきます。33ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費に15万円を追加し、936万円とするものです。内容につきましては、18節備品購入費に図書購入費として15万円を追加するものです。

次に4項高等学校費、1目学校管理費に152万円を追加し、5,809万9千円とするものです。内容につきましては、9節旅費に今年度予定しておりました海外見学旅行を従来の国内見学旅行に切り換えたことにより、引率教員にかかる見学旅行の旅費としまして、72万円を追加するものです。また、13節委託料に台風10号により、野球場防護ネットが破損したことから、補修委託料として80万円を追加するものです。

次に7項保健体育費、1目保健体育費に270万5千円を追加し、9,669万4千円とするものです。内容につきましては、13節委託料に台風10号により、しおさい球場の防護ネットが破損したことから、補修委託料として60万5千円を追加するものです。また、15節工事請負費にスポーツセンタートイレ改修工事として、210万円を追加するものです。なお、スポーツセンタートイレ改修工事についての箇所及び個数等につきましては、説明資料見だしナンバー4、教育委員会関係、社会教育課の1ページに示しておりますので、ご確認願います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願います。

◎ 議長（伊藤政博）

途中でありますが、昼食のため、暫時休憩致します。

再開は、午後1時と致します。

(休憩 午前11時45分)

(再開 午後 1時00分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

歳出の説明まで終わりましたので、引き続き、歳入、地方債の説明を総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

それでは、引き続き、歳入につきまして、ご説明を申し上げます。

一般会計5ページでございます。1款町税、1項町民税、1目個人に1, 213万2千円を追加し、1億5, 328万4千円とするものでございます。個人の町民税の所得割なんですけれども、1, 213万2千円ということで、税額確定に伴いまして、今回、追加補正をするということなんです。今回の1, 200万円のうち800万円は農業所得によるものでございます。

次です。6ページです。1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税に3, 596万2千円を追加し、4億3, 943万9千円としたいということでございます。現年課税分の償却資産で3, 596万2千円の追加ですけれども、当初予算では、償却分ということで、当然、少しずつ減っていくわけなんですけれども、対前年度6%減で見込んでおりました。今回、知事配分をいただいて、増額になった結果、内容につきましては、発電施設の大規模な更新によるものということで、その分の追加によりまして、今回、固定資産税償却資産分の追加をしたいという内容でございます。

9款1項1目地方交付税に851万3千円を追加し、19億6, 941万1千円としたいということで、地方交付税、今回の歳入の補正に対応する一般財源として851万3千円を追加したいということでございます。

次のページです。13款国庫支出金、2項国庫補助金、4目総務費国庫補助金に354万8千円を追加し、1, 358万2千円としたいということで、社会保障税番号制度の国庫補助金として354万8千円の追加をするものでございます。

次に14款道支出金、2項道補助金、3目農林水産業費道補助金に720万円を追加し、4億4, 807万としたいということでございます。地域づくり総合交付金ということで、農業振興施設の整備にかかる北海道の補助金で、ハウスと温風機にかかる2分の1相当の補助金でございます。

次です。17款繰入金、1項特別会計繰入金、1目特別会計繰入金に926万2千円を追加し、926万6千円としたいということで、公共下水道事業特別会計、農業集落排水施設整備事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、各会計の平成27年度の決算に伴いまして、繰越金が発生しておりますので、それを一般会計に繰り入れるものでございます。それぞれ188万4千円、78万2千円、617万3千円、42万3千円、合わせて926万2千円ということでございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に1, 239万6千円を追加し、4億8, 683万1千円とするということで、農林漁業振興基金の歳出で30ページに対応致します養殖施設の整備事業の助成の財源と致しまして、農林漁業振興基金を1, 029万6千円を繰り入れたいという内容でございます。公共施設整備事業の繰入金につきまし

ては、歳出の35ページ、スポーツセンターのトイレの改修の財源と致しまして、210万円を繰り入れたいという内容でございます。

次に18款1項1目繰越金に453万8千円を追加し、1,453万8千円とするものでございます。一般会計の決算に伴いまして、確定した繰越金として453万8千円を追加するものであります。

19款諸収入、5項1目雑入に221万6千円を追加し、2,008万1千円とするものでございます。1節雑入と致しまして、渡島西部広域事務組合の剰余還付金、前年度の決算確定に伴う還付金でございます。93万4千円です。同じく、渡島西部広域事務組合の退職手当組合負担金の精算還付金ということで、30万4千円の追加でございます。更に水源林造成事業収入と致しまして、97万8千円を追加するものでございます。

次に20款1項町債、1目臨時財政対策債から1,299万3千円を減額し、1億1,700万7千円とするものでございます。臨時財政対策債につきましては、地方交付税の算定と同時に決定するものでございますけれども、その算定額の確定に伴う減額と致しまして、1,299万3千円を減額するものでございます。

更に20款1項町債の8目林業債に300万円を追加し、950万円とするものでございます。知内町地域材活用住宅助成事業の財源と致しまして、過疎地域自立促進特別事業債として300万円の追加でございます。

次に同じく20款1項町債、12目水産業債に80万円を追加し、新たにこの項目を設定するものでございますが、漁港整備事業債として、中ノ川地区の水産整備基盤の整備事業債として80万円を追加するものでございます。

次に地方債の説明を申し上げます。一般会計3ページからです。第2表地方債の補正と致しまして、(1)追加でございます。漁港整備事業債として、先ほどご説明致しました中ノ川地区の分で80万円。起債の方法は、証書または証券借入。利率は2.5%以内。償還の方法は、記載のとおりでございます。(2)と致しまして、変更でございます。臨時財政対策債、補正前1億3千万円でしたけれども、先ほどのご説明のとおり減額がありましたので、1億1,700万7千円に限度額を補正するものでございます。更に過疎地域自立促進特別事業債として、補正前、限度額4,720万円だったんですけれども、地域材活用の部分の300万円の追加ということで、限度額を5,020万円にしたいという内容でございます。説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款毎に行います。

まず、2款総務費。9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

17ページの部分で、先ほど課長の説明で、需用費の部分で、無線の資格取得の分で4名の方ということで、そのために9万7千円。これは、陸上確か3級か何かの10Wの波のあれだと思ふんですけれども、この辺で4人ということになりますと、そんなに必要なのかなと思ふんですけれども、その辺の4人はどのような理由で4名になったのか、お知らせ願ひしたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

防災無線の放送につきましては、毎週金曜日に録音して翌週分を女性職員が原稿を読みながら、横にこの3種の陸上無線技士の有資格者が横について録音してございます。それぞれ録音に毎回放送する内容にもよるんですけども、ある程度時間がかかるということですね、1人の職員でなかなか回りづらいということもございまして、いろいろな職員が対応しながら、逆にいざというときに、防災無線を即時放送できるように、その機器にも慣れ、運用にも慣れておく職員を育てていく必要を感じているところでございます。それで、既にもう何人かの職員の資格取得で運用しているんですけども、異動ですとか、管理職への昇格などによって、担当する職員が不足しておりますので、新たに4人、そのような資格を取得させたいということでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

それはわかりました。ただ、今、消防の方では、デジタル無線ということで、その辺の部分で、いざ災害になった場合の消防と役場の本庁舎の部分のそういう一般町民の方にいるいろいろな形の情報提供ということで、その辺の兼ね合いとか、連携とか、どのような形で取れるのか、それとも、取れないのか、無線に関してなんですけれども、どうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

電波法の改正によりまして、今、運用しておりますアナログ方式の電波からデジタルに変わらなければいけないということでございます。ただ、基本的な運用は、電波の方式は変わりますけれども、放送だとか、機器の運用に関しては、一定の無線技士の有資格者でなければ運用ができないということがございますので、確かに消防の方も渡島西部事務組合で大規模なデジタル無線化ということがされていきますけれども、それによって、町職員の有資格者が不要になったという状況ではございません。以前同様の運用が必要というふうになっております。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。総務費です。

総務費ないようですから、3款民生費。民生費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようであります。4款衛生費。

（「なし」の声あり）

ありませんね。6款農林水産業費。6款農林水産業費ありませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、7款商工費。7款商工費ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に9款消防費。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、10款教育費。10款教育費、ありませんか。

(「なし」の声あり)

続いて、12款公債費。ないようでありますので、13款職員等給与費。

(「なし」の声あり)

歳出全般に質問漏れありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、歳出の質疑を終わりました。歳入一括質疑を行います。

質疑ありませんか。歳入並びに地方債の一括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 平成28年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第2号、『平成28年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第2号、平成28年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

平成28年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,535万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,329万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。9ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に165万3千円を追加し、414万2千円とするものです。13節委託料、国民健康保険制度関係業務準備委託料に165万3千円を追加するわけですが、こ

れについては、平成30年度より広域化に伴う準備のためのシステム改修による追加のものです。

続きまして、10ページ、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養保険療養給付費、同じく2目退職被保険者療養給付費、次の12ページの3目一般被保険者療養費、4目退職被保険者療養費、14ページ、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費については、補正額はありませんが、財源内訳を変更するものです。

15ページ、2目退職被保険者高額療養費に142万円を追加し、392万円とするものです。19節負担金補助及び交付金、保険者負担分として、医療増加に伴い追加するものです。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金については、補正額はありませんが、財源内訳を変更するものです。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金についても補正額はありませんが、財源内訳の変更をするものです。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金552万円を減額し、1,691万3千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、高額医療費共同事業医療拠出金に額の見込みにより減額するものです。

3目保険財政共同安定化拠出事業に1億3,863万5千円を追加し、1億5,679万9千円とするものです。19節負担金補助及び交付金に保険財政共同安定化事業拠出金として追加するものです。

12款予備費、1項予備費、1目予備費に1,916万2千円を追加し、2,416万2千円とするものです。予備費に前年度繰越金として追加するものです。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税に2,050万8千円を追加し、1億4,893万8千円とするものです。1節医療給付費分現年課税分、2節後期高齢者支援分現年課税分、3節介護納付金分現年課税分として、それぞれ1,409万8千円、445万9千円、195万1千円を追加し、この内容は、税率の改正に伴い、それぞれ追加するものです。

続きまして、4ページです。2目退職被保険者国民健康保険税に56万6千円を減額し、662万6千円とするものです。1節医療給付費分現年課税分、20万3千円の減額、後期高齢者支援金分、現年課税分として8万1千円の減額。介護納付金分現年課税分として28万2千円、それぞれ減額するものです。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金に1,849万3千円を減額し、7,666万3千円とするものです。1節普通調整交付金に2,014万5千円を減額し、3節、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金として165万2千円を追加するものです。

続きまして、6ページです。4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金に162万3千円を追加し、1,964万9千円とするものです。療養費交付金として追加するものです。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金に1億3,311万5千円を追加して、1億7,371万2千円とするものです。高額医療費共同事業交付金と

して552万円の減額、保険財政共同安定化事業交付金として、1億3,863万5千円を追加するものです。

10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に1,916万3千円を追加し、1,916万4千円とするものです。繰越金として追加するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

今、ちょっと説明をいただきましたけれども、3ページのところの歳入のところ、補正額が2,050万8千円というのが、結局、国民健康保険税の値上げによって出たお金というふうに捉えてよろしいんですね。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。先ほど3ページの部分なんですけれども、6月の税率改正に伴って、所得税が確定しまして、それに伴った部分の増えた分ということをご了承願ひたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

こうしてみますと、国からの調整金みたいな形でお金が結構入っているんですね。結局は繰越金というか剰余金というお金が1,916万3千円というお金が残っているというふうになれば、私としては、値上げしなくても良かったのではないかなというふうにちょっと捉えてしまうんですけれども、そういう考え方はおかしいでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。決算書の方にですね、多分、ご覧になったと思うんですけれども、実は3,200万円の基金を取り崩しまして、ですから、1,900万円というのは、余裕があったお金を3,200万円崩して、1,900万円の繰越金ですので、実質的にはかなり財政的には厳しい状況だということで、6月の議会の段階でですね、税率改正をお願いしたわけです。ですから、1,900万円というのは、1か月大体給付費がですね、3,200万円くらい、今、ベースで掛かっているんですよ。そうすると、1,900万円というのは、1か月もたない金額なものですから、やりくりの中で、この数字を見るとですね、かなり余裕があるような数字なんですけれども、実際問題、お金が入ってくるのがかなり後ろの方の段階で国からだとか入ってきます。その点ですね、非常に国保はこういうふうに見えていますけれども、実際はかなり財政的には動かすのにかなり苦労している状況です。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

わかりました。私としては、値上げに反対した立場から、このお金の使い方には、どうなのかというふうな思いでずっと見ていました。それで、国からの予算というか、そういう交付金の名前で、お金も入ってきているのではないかなというふうに見ていましたので、そこら辺はまだまだちょっとはつきりしないところもあるのですが、手元に何もなければ、事業が行えないということはよくわかりますので、もう少し推移を見ていきたいというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第13、議案第3号、『平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第3号、平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,081万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。5ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金に38万3

千円を減額し、5, 747万4千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、事務費負担金43万4千円の減額、保険料等負担金5万1千円の追加をするものです。

続きまして、3款諸支出金、2項繰出金、2目一般会計繰出金に42万3千円を追加し、42万4千円とするものです。28節繰出金、一般会計繰出金として追加するものです。引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に38万3千円を減額し、2, 618万2千円とするものです。1節事務費繰入金として減額するものです。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に42万3千円を追加し、42万4千円とするものです。繰越金を追加するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 平成28年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第4号、『平成28年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第4号、平成28年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

平成28年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2, 546万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2, 469万5千円とする。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。4ページをお開きください。3款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険事業基金積立金に1, 172万5千円を追加し、1, 172万6千円とする

ものです。25節積立金、介護保険事業基金積立金として追加するものです。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に756万8千円を追加し、756万9千円とするものです。23節償還金利子及び割引料として、国庫支出金等の過年度分の返還金として額の確定により追加するものです。

2項繰出金、1目一般会計繰出金に617万3千円を追加し、617万4千円とするものです。28節繰出金、一般会計繰出金に額の確定により追加するものです。

引き続き、歳入を説明します。3ページをお開きください。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に2,546万6千円を追加し、2,546万7千円とするものです。1節繰越金に前年度繰越金として額の確定により追加するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 平成28年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第15、議案第5号、『平成28年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

議案第5号、平成28年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。

平成28年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億259万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。4ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に188万4千円を追加し、1,314万5千円とするものです。平成27年度決算により繰越金を一般会計繰出金に188万4千円を追加するものでございます。

続きまして、歳入をご説明致します。3ページをお開きください。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で、前年度決算の収支黒字額188万4千円を繰越金として追加し、188万5千円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 平成28年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第6号、『平成28年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第6号、平成28年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について。

平成28年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,557万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明を致します。4ページを開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に78万2千円を追加し、88万3千円とするものでございます。平成27年度決算により繰越金を一般会計繰出金に78万2千円を追加するものでございます。

続きまして、歳入をご説明致します。3ページをお開きください。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で前年度決算収支黒字額78万2千円を繰越金として追加し、78万3千円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 平成28年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第17、議案第7号、『平成28年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第7号、平成28年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について。

第1条、総則でございませう。平成28年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。平成28年度知内町水道事業会計予算、第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

主要な建設改良事業のうち、配水設備改良費に76万円を追加し、3,481万7千円とする。

第3条、資本的収入及び支出でございませう。予算第4条、本分括弧書き中、過年度分損益勘定留保資金7,705万8千円を過年度分損益勘定留保資金7,760万6千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。1款資本的収入、3項工事負担金に21万2千円を追加して、531万5千円とし、資本的収入合計593万3千円とする。

次に支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費に76万円を追加して、8,975万2千円とし、資本的支出合計9,750万7千円とする。

次のページをお開きください。平成28年度知内町水道事業会計予算実施計画、資本的収入及び支出でございます。まず、3ページの支出からご説明致します。1款資本的支出、1項建設改良費、2目配水設備改良費に工事請負費として、配水管移設工事76万円を追加して、資本的支出合計で9,750万7千円とするものでございます。この移設工事は、重内地区で現在進められています、道営農地防災事業で実施中の農業用水路の建設工事に水道管が支障を来すことから、移設工事を行うものでございます。工事箇所は、町道の留線でございます。塩ビ管75mm、延長22.5mを施行するものでございます。

次に収入でございます。2ページをご覧ください。1款資本的収入、3項工事負担金、1目工事負担金で、配水管移設工事補償金として、21万2千円を追加し、531万5千円とし、資本的収入合計で593万3千円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 報告第1号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第18、報告第1号、『財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について』を議題とします。

報告内容について、説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

報告第1号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づき算定したそれぞれの比率について、監査委員の審査意見を

付して、別紙のとおり報告するということをございます。

次のページをございます。健全化判断比率のうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計が黒字決算となっておりますので、比率の記載はございません。また、実質公債費比率につきましては、14.1%となっております。また、昨年度の報告数値15.4%に比べ、1.3ポイント下がっております。また、将来負担比率は、将来の負担分に充当する可能な財源が将来負担額を上回っているために、比率の記載はございません。

次に資金不足比率をございますが、各会計とも不足比率の記載はございません。資金の不足はございません。なお、次のページからは、監査委員の審査意見書を添付しておりますので、ご確認をいただきたいと思ひます。説明は以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。

報告の案件であります、質疑があれば、特に許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、報告第1号は、これで終わります。

● 報告第2号 株式会社スリーエスの業務報告について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第19、報告第2号、『株式会社スリーエスの業務報告について』を議題とします。報告内容の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

報告第2号、株式会社スリーエスの業務報告についてございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社スリーエスの平成27年度収支決算に関して、別紙のとおり報告を致します。

例に基づきまして、お手元の2ページの損益計算書の内容について、その概要をご説明を致します。純売上高につきましては、業務委託売上高が1億3,050万7千円ということで、更に商品売上高が3,909万9千円、入浴券の売上高が1,747万3千円、宿泊等売上高が1,608万5千円、これに販売手数料と支店売上げを加えまして、合計が2億504万3千円となっております。一方、売上原価は、3,782万円であり、差引売上総利益は1億6,722万2千円となっております。更に販売費及び一般管理費は、1億6,781万8千円で、営業利益に営業外収益を加え、更に営業外費用を差し引いた経常利益は、57万6千円の赤字となっておりますけれども、昨年度の赤字額536万9千円と比べまして、赤字幅は相当圧縮されているという状況でございます。その内訳につきましては、資料としては添付してございませんけれども、物産館を含めました本部利益と致しましては、686万7千円の黒字。こもれば温泉の方では、807万6千円の赤字。青少年交流センターが63万2千円の黒字となっております。スリーエスの決算状況の概要につきましては、以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。

報告の案件であります。質疑があれば、特に許します。

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

湯ノ里にあります物産館のことについて、お尋ねしてもよろしいでしょうか。近くにあるということもありまして、それから、売上げに少しでも貢献できればというふうに思いまして、しょっちゅう物産館の方に寄らせていただいていますけれども、改修もされて、少し明るくなったような感じは受けますけれども、何といいますか、とても魅力的な物産館とは言えないのではないかとこのように率直に思います。これから展望塔もできますし、集客のことも考えますと、やはり置かれている、置いている品物の種類とか、それも含め、それから、陳列する並べ方、配置、それも含めて、是非、私は勉強していただきたいとか、研究をしていただきたいなというふうに思っています。あそこに働いている女性の方、2人か3人、一生懸命はやられています。それは認めますけれども、ほかの例えば道の駅とか、いろいろなところを歩いて見ますと、やはり売っている彼女たち自身にもほかの地域に行って、人がたくさん入っているな、魅力的だなと思うようなところ、直接、派遣をしていただいて、勉強してもらいたいと私は思っているんです。是非、そういうことも含めて、これから魅力的な物産館になるように、一丸となって私は頑張っていたきたいなと応援したいなという気持ちから、少し意見を述べさせていただきました。ご意見があれば、よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（網野 眞）

只今、2番議員さんのご指摘であります。ありがたくご意見承っておきたいというふうに思っております。実は私も副町長という立場とスリーエスの代表取締役という立場で、実は今、担当、産業振興課長なんですけれども、物産館の直接的な運営に携わっているということで、私の方からちょっとお話をさせていただきたいというふうに思っております。今、2番議員さんのご指摘、まさしくもっともなご指摘かなというふうに思っております。それで、実は物産館、昨年、町の方で改修をしていただきました。それで、改修全体の費用のうち、半額程度はトイレ改修、道の駅のトイレと物産館内のトイレ改修に費用的に半分くらい、それとあと天井、それと壁、それと一部床、それらの部分について、施設整備から相当年数も経過しているということの中で、そちらの方、少し手をかけていただきました。実は大きな改造というのは入ってすぐの部分少し変えていただいたという部分とあとカウンターを低く、ローカウンターにして、お客さんと身近にできるような、それで、実は私も物産館行って、一番やはり感じるのは、アイテムの少なさがまず、あろうかと思ひます。うちの場合には、どうしても地場の物、今、生鮮品を含めて地場の物、皆様方のご協力で少しずつ品ぞろえはラインナップは増やしてはいるんですけれども、やはり地場の物がどうしても少ないということ。それと、道の駅いろいろなところ回ってご存じかと思うんですけれども、よく大量に作られて、どこにでも置いている物というのは、比較的、商品構成として取り扱うことは可能なんですけれども、それをやった場合に、あまり魅力

的でなくなってしまう。ですから、その辺のバランスが1つ難しいということ。それと、もう1つは、今、ご指摘がありました陳列の問題。これは私も実は非常に痛切に感じておりまして、それで、2番議員さん、最近行ったかと思うんですけども、あまり目立たないかもわからないですけども、陳列、相当替えさせていただきました。それで、少し会社の方でも経費を掛けて、陳列棚を用意したりして、平面置きしていたものを少しラックにおいて、見やすい形にさせていただいたということがあります。それで、実はここに物産館の会社として、スリーエスとして、どんな形で改善していこうかということ、中長期的な実はビジョンを私どもの方で今回、策定致しました。それで、コスト掛かるものもありますし、コスト掛けないでやれるものもある。これやれることからやっていこうということで、今、少しずつ手を掛けていっております。それにしても、魅力的な商品ラインナップをどう作るかというのが一番大事だと思います。それと、もう1つは、実は2番議員さん、最後の方でご指摘ありましたけれども、やっぱり職員、社員の教育かなど。物産館という施設、商品、地場のものに対する理解、それと、お客様に対するどれだけ紹介できるかということと、あと、町の歴史ですとか、町の見どころですとか、そういうようなものをお客様に本当に丁寧に説明できる、それだけのものをやっぱり社員個々が持ち合わせても欲しいということがあって、それは口を酸っぱくなるだけ言っております。その辺もまだまだ不十分だというのは、私自身感じております。今、ご指摘ありましたことを肝に銘じて、これからまた社員共々、少しでも魅力アップできる物産館にしていきたいと思います。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、報告第2号は、これで終わります。

-
- 認定第1号 平成27年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 平成27年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 平成27年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 平成27年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第6号 平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第7号 平成27年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第21、認定第1号から、日程第26、認定第7号までの7議案は、いずれも

決算認定議案でありますので、一括議題とします。

本件については、提案者の説明を省略して、議長及び監査委員を除いた議員全員による各会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の規定による検査権を付与し、これに付託の上、審査することにしたいが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議長及び監査委員を除く議員全員による各会計決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

先ほど休憩中に平成27年度決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長から報告致します。

委員長に谷口康之君、副委員長に西山和夫君が選任されました。

これで報告を終わります。

● 休会宣言

◎ 議長(伊藤政博)

お諮りします。委員会審査のため、9月28日から9月29日までは、休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、9月28日から9月29日まで、休会することに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

● 散会宣言

◎ 議長(伊藤政博)

お諮りします。本日の会議は、これで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会することに決定致しました。

本日はこれで散会致します。ご苦労様でした。

一応、ここで本会議は終わりましたので、休憩の上、このあと、決算委員会開くこととなりますので、よろしく申し上げます。

(閉会 午後 1時50分)